

病院等協力体制促進事業			
(12) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業 (イ) 小児初期救急センター設備整備事業 (エ) 救命救急センター設備整備事業 (オ) 高度救命救急センター設備整備事業 (カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業 (キ) 小児集中治療室設備整備事業 ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業 (イ) 周産期医療施設設備整備事業 エ 共同利用施設設備整備事業 オ (ア) 基幹災害医療センター設備整備事業 (イ) 地域災害医療センター設備整備事業 コ 院内感染対策設備整備事業 チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業 ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業 テ 医療機関アクセス支援車整備事業 ト 在宅歯科診療設備整備事業	3分の2	2分の1
	イ 小児救急遠隔医療設備整備事業	4分の3	3分の2

別表 4

1 事業分類	2 事業区分	3 配分調整分類
(1) 救急医療対策事	ア 小児救急電話相談事業	A 救急医療等対策 (

業	イ 小児初期救急センター運営事業 ウ 小児救急地域医師研修事業 エ 共同利用型病院運営事業 オ 小児救急医療支援事業 カ 小児救急医療拠点病院運営事業 キ 管制塔機能を担う救急医療機関等 運営事業 ク ヘリコプター等添乗医師等確保事 業 ケ 受入困難事案患者受入医療機関支 援事業 コ 診療協力支援事業 サ 救急医療専門領域医師研修事業 シ 救命救急センター運営事業 ス 小児救命救急センター運営事業 セ ドクターヘリ導入促進事業 ソ 救急救命士病院実習受入促進事業 タ 小児集中治療室医療従事者研修事 業 チ 救急勤務医支援事業 ツ 非医療従事者に対する自動体外式 除細動器（AED）の普及啓発事業 テ 救急医療情報センター（広域災害 ・救急医療情報システム）運営事業 ト 救急患者受入コーディネーター事 業 ナ 救急患者退院コーディネーター事 業	運営費)
(2) 周産期医療対策事 業等	ア 周産期医療対策事業 イ 周産期母子医療センター運営事 業 ウ 新生児医療担当医確保支援事業 エ 地域療育支援施設運営事業 オ 日中一時支援事業	
(3) 看護職員確保対 策事業	ア 看護職員資質向上推進事業 イ 新人看護職員研修事業 ウ 病院内保育所運営事業 エ 看護職員確保対策特別事業	B 看護職員等確保対 策（運営費）

	オ 訪問看護推進事業 カ 外国人看護師候補者就労研修支援事業 キ 助産師活用推進事業 ク 短時間正規雇用等看護職員の多様な勤務形態導入支援事業	
(4) 歯科保健医療対策事業	ア 8020運動推進特別事業 イ 歯科医療安全管理体制推進特別事業 ウ 在宅歯科医療連携室整備事業	
(5) 公的病院等特殊診療部門運営事業	—	C 地域医療確保等対策（運営費）
(6) 院内感染地域支援ネットワーク相談事業	—	
(7) 小児科・産科連携病院等協力体制促進事業	—	
(8) 在宅医療推進支援事業	ア 在宅医療推進支援センター事業 イ 在宅医療推進連絡協議会 ウ 在宅医療従事者研修	
(9) 地域医療対策事業	ア 医療連携体制推進事業 イ 医師派遣等推進事業 ウ 患者・家族対話推進事業	
(10) 女性医師等就労支援事業	—	
(11) 産科医等育成・確保支援事業	ア 産科医等確保支援事業 イ 産科医等育成支援事業	
(12) 医療提供体制設備整備事業	ア (ア) 休日夜間急患センター設備整備事業 (イ) 小児初期救急センター設備整備事業 (ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業 (エ) 救命救急センター設備整備事業 (オ) 高度救命救急センター設備整備事業	D 地域医療確保等対策（設備費）

<p>(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業</p> <p>(キ) 小児集中治療室設備整備事業</p> <p>イ 小児救急遠隔医療設備整備事業</p> <p>ウ</p> <p>(ア) 小児医療施設設備整備事業</p> <p>(イ) 周産期医療施設設備整備事業</p> <p>(ウ) 地域療育支援施設設備整備事業</p> <p>エ 共同利用施設設備整備事業</p> <p>オ</p> <p>(ア) 基幹災害医療センター設備整備事業</p> <p>(イ) 地域災害医療センター設備整備事業</p> <p>(ウ) N B C 災害・テロ対策設備整備事業</p> <p>カ がん診療施設設備整備事業</p> <p>キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業</p> <p>ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業</p> <p>ケ H L A 検査センター設備整備事業</p> <p>コ 院内感染対策設備整備事業</p> <p>サ 環境調整室設備整備事業</p> <p>チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業</p> <p>ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業</p> <p>テ 医療機関アクセス支援車整備事業</p> <p>ト 在宅歯科診療設備整備事業</p>	<p>E 看護職員等確保対策（設備費）</p>
<p>シ 看護師等養成所初度設備整備事業</p> <p>ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業</p> <p>セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業</p> <p>ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業</p> <p>タ 内視鏡訓練施設設備整備事業</p>	

別表5 都道府県の優先順位に係る評価事項（100点）

項目	点数
都道府県の優先順位	以下の式により算出される点数とする。 $100 / (\text{事業数} - 1) \times (\text{事業数} - \text{順位})$ なお、事業数が1の場合は、100点とする。

別表6 医療機関に係る評価事項（35点）

区分	当該事業を行う医療機関の医療計画における位置付け	点数
(1) がん	専門的な診療機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(2) 脳卒中	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(3) 急性心筋梗塞	救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(4) 糖尿病	各医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(5) 救急医療	第三次救急医療の機能又は第二次救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(6) 災害時における医療	災害拠点病院としての機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(7) へき地の医療	へき地診療の支援医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点

		イ ア以外：10点
(8) 周産期医療	総合周産期医療の機能、地域周産期医療の機能又は正常分娩の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(9) 小児医療	小児の救命救急医療の機能又は初期小児救急医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：20点 イ ア以外：15点
	その他の医療機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
(10) その他	都道府県知事が特に必要と認める医療の機能	ア 圏域内で初めて整備：15点 イ ア以外：10点
区 分		点 数
(11) 前年度における都道府県医療対策協議会の派遣要請に基づく医師派遣の実績		ア 3人以上：10点 イ 1人以上3人未満：5点
(12) 前年度における都道府県医療対策協議会以外の都道府県の機関、委員会等の派遣要請に基づく医師派遣の実績		1人以上：5点

(注1) 区分(1)～(10)については、事業内容に応じていずれか一区分を使用する。

(注2) 区分(11)及び(12)については、派遣日数を245で除した数を派遣人数とみなす。

別表7 都道府県の取組に係る評価事項(15点)

項 目	点 数
都道府県の医療連携体制推進事業への取組状況(5点)	以下の事業内容のうち前年度に各都道府県が行った医療連携体制推進事業に含まれる事業内容の数を点数とする(各項目1点)。 (1) 地域医療連携パスの作成 (2) IT等の活用による住民への情報提供 (3) IT等の活用による診療連携体制の構築 (4) 医療従事者向けの研修会の実施 (5) その他
都道府県医療対策協議会による医師派遣人数(5点)	前年度の各都道府県医療対策協議会による医師派遣人数に応じて以下の点数とする。 (1) 20人以上：5点 (2) 10人以上20人未満：2点
都道府県における医師確保対策取組等(医師派遣を除く。)(5点)	当該年度に各都道府県において行われる医師確保対策の取組等のうち以下に該当する数を点数とする(各項目1点)。

	(1) 大学医学部における地域枠を設定 (2) 医学部学生等への修学資金支援を実施 (3) ドクターバンクを設置 (4) 小児科・産科の集約化・重点化の実施に伴う連携強化病院を設置 (5) 自治医科大学卒業生の義務年限終了後出身都道府県定着率が80%以上
--	---

(交付基礎額の下限)

7 交付の決定において4の(12)の事業について、別表8の第2欄に定める下限額に満たない場合には、交付(算定)基礎額の対象としないものとする。

別表8

1 事業名	2 下限額	
(12) 医療提供体制設備整備事業		
ア(ア) 休日夜間急患センター設備整備事業	1品につき	33千円
ア(イ) 小児初期救急センター設備整備事業	1品につき	33千円
ア(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業(医療機器に限る。)	1品につき	100千円
ア(エ) 救命救急センター設備整備事業(医療機器に限る。)	1品につき	100千円
ア(オ) 高度救命救急センター設備整備事業	1品につき	100千円
ア(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業	1品につき	100千円
ア(キ) 小児集中治療室設備整備事業	1品につき	100千円
ウ(ア) 小児医療施設設備整備事業	1品につき	100千円
ウ(イ) 周産期医療施設設備整備事業(医療機器に限る。)	1品につき	100千円
ウ(ウ) 地域療育支援施設設備整備事業	1品につき	100千円
エ 共同利用施設設備整備事業	1品につき	1,000千円
オ(ア) 基幹災害医療センター設備整備事業	1か所につき	100千円
オ(イ) 地域災害医療センター設備整備事業	1か所につき	100千円
カ がん診療施設設備整備事業	1品につき	100千円
キ 医学的リハビリテーション施設設備整備事業	1品につき	33千円
ク 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	1品につき	100千円
ケ HLA検査センター設備整備事業	1品につき	100千円
コ 院内感染対策設備整備事業	1品につき	33千円
サ 環境調整室設備整備事業	1品につき	100千円

シ 看護師等養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円 (ただし、助産師養成所にあつては、1品につき10千円)
ス 理学療法士等養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
セ 看護師等養成所教育環境改善設備整備事業	1か所につき	150千円
ソ 歯科衛生士養成所初度設備整備事業	1品につき	50千円
チ 小児科・産科連携病院等病床転換整備事業	1品につき	33千円
ツ 院内助産所・助産師外来設備整備事業	1品につき	10千円
テ 医療機関アクセス支援車整備事業	1品につき	33千円
ト 在宅歯科診療設備整備事業	1品につき	33千円

(統合補助金の配分方法)

8 都道府県は、国から交付される統合補助金を事業者ごとに別表2の事業区分及び種目、別表4の配分調整分類を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。

なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分、種目又は施設(地区又は市町村)の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。

(1) 統合補助金の配分の調整は、提出した事業計画の内容に基づき行うとともに、統合補助金の対象となる配分調整分類に該当する事業区分の範囲内で調整する。

(2) 事業者配分する統合補助金の別表4の第3欄に定める配分調整分類ごとの合計額は、当該配分調整分類において配分する交付対象事業における交付算定基礎額の合計額を超えない額となるよう調整する。

(交付の条件)

9 統合補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県が交付対象事業を実施する場合

ア 交付対象事業に要する経費の配分の変更には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。(それぞれの事業の30%以内の変更(ただし、別表2の6に定める補助率の低い事業から高い事業への配分の変更及び別表2に掲げる事業区分ごとの基準額を超える変更は認めない。)は除く。)

イ 交付対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ウ 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けな

なければならない。

エ 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

オ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

ク 統合補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙6による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ 交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により統合補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

コ 統合補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(2) 都道府県が交付対象事業（市町村が補助する事業を除く。）に対して統合補助金を財源の全部又は一部とした補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する場合

ア (1) のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件

イ 都道府県は、国から概算払により統合補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた間接補助金に相当する額を遅滞なく間接補助金を交付される者（以下「間接補助事業者」という。）に交付しなければならない。

ウ 都道府県は、間接補助金を交付する場合には、間接補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

(ア) 都道府県から間接補助金の交付を受けて行われる事業（以下「間接補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合に

は、都道府県知事の承認を受けなければならない。

(イ) (1) のイからカ及びコに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(ウ) 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円

(民間団体にあつては30万円)以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに統合補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(エ) 間接補助事業者が市町村又は特別区である場合、間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙6に準じた様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(オ) 間接補助事業者が公的団体又は民間事業者である場合、間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(カ) 間接補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙5により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、間接補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(キ) 公的団体又は民間事業者が間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(ク) 4の(5)の事業において、公的団体に交付された間接補助金は、損益計算書上の給与費、材料費、経費及び研究研修費に充当するものとする。

(3) 都道府県が交付対象事業(市町村が補助する事業に限る。)に対して統合補助金

を財源の全部又は一部として間接補助金を交付する場合には、市町村に対し、次の条件を付さなければならない。

ア (1) のア、イ、ウ、エ及びクに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「統合補助金」とあるのは「間接補助金」と、「別紙6」とあるのは「別紙6に準じた様式」と読み替えるものとする。

イ 市町村は、都道府県から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた市町村補助金（市町村が補助する事業のために支出する交付金をいう。以下同じ。）に相当する額を遅滞なく市町村補助事業者（市町村補助金の交付を受けて事業を実施する者。以下同じ。）に交付しなければならない。

ウ 市町村は、市町村補助金を交付する場合には、市町村補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

(ア) 市町村補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

(イ) (1) のイからカ及びコに掲げる条件

この場合において、「交付対象事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と、「国庫」とあるのは「市町村」と、「統合補助金」とあるのは「市町村補助金」と読み替えるものとする。

(ウ) (2) のウの(ウ)、(オ) から(キ)に掲げる条件

この場合において、「間接補助事業」とあるのは「市町村補助事業」と、「間接補助事業者」とあるのは「市町村補助事業者」と、「間接補助金」とあるのは「市町村補助金」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「別紙5」とあるのは「別紙5に準じた様式」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

エ ウにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

オ ウにより付した条件に基づき、市町村に財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(4) (2) 及び(3) により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(5) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、別紙4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫

に納付させることがある。

(申請手続)

- 10 この統合補助金の交付の申請は、都道府県知事が別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、毎年度6月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 11 この統合補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 12 厚生労働大臣は、10又は11による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(統合補助金の概算払)

- 13 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

- 14 都道府県知事は、別紙3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(9の(1)のウ又は(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(統合補助金の返還)

- 15 厚生労働大臣は、交付すべき統合補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える統合補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 16 特別の事情により6、10、11及び14に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別添1)

診療日の設定方法

○共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業参加病院及び救急勤務医支援事業

診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区 分	対象時間及び最低診療時間
休日	
休日A	午前8時から午後6時まで診療を行うもの
休日B	
休日C	午前8時から午後1時まで診療を行うもの又は午後1時から午後6時まで診療を行うもの
夜間	午後6時から翌日午前8時まで診療を行うもの

(注) 休日の取扱い

①休日A

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）

②休日B、休日C

週休二日制に伴う土曜日又はその振替日

なお、週休二日制に伴う土曜日又はその振替日として取り扱えるのは、事業主体である地方公共団体が、共同利用型病院運営事業、小児救急医療支援事業又は救急勤務医支援事業実施地区において、別に定める基準以上の病院が閉院方式で週休二日制を実施している場合で共同利用型病院運営事業又は小児救急医療支援事業、救急勤務医支援事業を実施した場合とする。

ただし、診療日数として設定できるのは、国民の祝日に関する法律に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から土曜日の間に1日のみとする。

(別添 2)

救命救急センターの評価基準

- 1 救命救急センターの診療機能を確保し、診療機能の充実度を高めるため、当該センターの診療体制等下記の調査を行い、その結果に基づく評価を実施するものとする。
また、当該センターの調査内容等について、必要に応じ現地調査を行うものとする。

記

平成〇〇年〇月〇〇日医政指発第〇〇〇〇〇〇〇〇号厚生労働省医政局指導課長通知
「救命救急センターの充実段階評価における現況調について」〔別途通知〕

- 2 調査結果に基づき、救命救急センターとしての診療機能の充実度を三段階（A、B、C）に評価し、基準額の算出にあたって、以下の段階別に定める率を乗じるものとする。

- (1) 充実段階Aは、100%
- (2) 充実段階Bは、90%
- (3) 充実段階Cは、80%

(別添3)

保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法

- 1 (1) 保育料収入相当額は、保育児童ごとに表1の世帯の階層区分に応じた金額に保育月数を乗じた金額の合計額とする。ただし、10,000円を下限として、年齢順位による扱いは表2のとおりとする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は表3のとおりである。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		控除基準額 (月額)
階層区分	定義	
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	—
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	0円
第3階層	市町村民税課税世帯	4,000円
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満
第5階層	40,000円以上103,000円未満	10,000円
第6階層	103,000円以上413,000円未満	17,000円
第7階層	413,000円以上	25,000円
		35,000円

表1 保育料収入相当額

年齢順位	標準保育料
第1子相当	保育料相当収入表に定める額
第2子相当	保育料収入相当表に定める額×0.5
第3子相当	保育料収入相当表に定める額×1.0

表2 年齢順位による係数

種別	保育児童
A型特例	2人
A型	5人
B型	10人
B型特例	15人

表3 上限人数

(2) 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる標準保育料及び控除保育料とする。

ア. 「母子世帯等」・・・母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯。

イ. 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15号に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

(イ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

ウ. 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると都道府県の長が認めた世帯。

区 分	標準保育料（月額）	控除保育料（月額）
第 3 階 層	13,000円	3,000円

2 負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額（医療提供体制推進事業費補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

標準件費＝保育士等の数×標準人件費＋その他の経費

注) (1) 保育士等の数は、当該年度の4月1日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た数値（小数点第2位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がA型特例及びA型にあつては2人、B型にあつては4人、B型特例にあつては10人を下回る場合は、当該病院内保育施設の保育士等の数は、A型特例及びA型2人、B型4人、B型特例10人とする。

(2) その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの都道府県が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

(3) 標準人件費は、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数
2.6人

○病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費
年額3,146,000円

- 3 負担能力指数による調整率は、以下の表の通りとする。ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあつては適用しない。

負担能力指数	調整率
5未満	1.0
5以上20未満	0.8
20以上	0.6